

平成26年3月19日

記者発表資料

県が所有・管理している電気自動車（EV）用急速充電器の利用料金等について

本県では、EVの普及に取り組んでおり、県内には既に5,200台を超えるEVが普及し、急速充電器の設置数でも全国トップとなっています。

この急速充電器の多くは、設置当初は無料で利用できましたが、民間施設に設置されているものは、平成25年12月末現在で5割強が有料化されています。

そこで県では、こうした有料化の動きに合わせて、県が所有・管理しているEV用急速充電器を事業者（ジャパンチャージネットワーク株式会社）に貸し付けて有料化することになりました。県内の自治体が所有している急速充電器の有料化は、初めてとなります。このたび、急速充電器の利用料金等について、事業者との協議が終了しましたのでお知らせします。

なお、当該急速充電器の有料化は、平成26年度予算の執行を伴いますので、平成26年第1回県議会定例会における予算案の議決により正式決定となります。

1 有料化する急速充電器を設置している施設及び台数

施設名	所在地	設置台数
足柄上合同庁舎	足柄上郡開成町吉田島2489-2	1台
企業庁相模川発電管理事務所	相模原市緑区谷ヶ原2-7-17	1台

2 有料化の開始時期

平成26年4月1日から

3 利用料金（1回あたりの充電料金）

施設名	最大出力容量	会員カードをお持ちの方※1 (税別)	クレジットカードをお持ちの方 (税別)	最長充電時間 1回あたり※2
足柄上合同庁舎	50 kW	500円	700円	30分
企業庁相模川発電 管理事務所	25 kW	500円	700円	45分

※1 ZESPプラスカードは除く。

※2 最長充電時間の違いは最大出力容量によるものです。

4 利用方法

急速充電器の利用には、会員カード（事業者が発行したもの）又はクレジットカードが必要です。現金では、利用できません。

利用者	利用方法
会員カードをお持ちの方	カードを読取装置にタッチして充電器を利用します。
クレジットカードをお持ちの方 (VISA、Master、JCB、 アメリカンエクスプレス、 ダイナース)	利用の前に、所有しているクレジットカードの番号などを運用事業者へ、次の①又は②の方法で提供し、充電に必要なパスワードを取得します。そのパスワードを入力することで利用します。 ①お客様相談窓口（自動音声）へ電話 ②スマートフォンで専用サイトにアクセス

(※) 会員カード申込み及び利用方法の詳細については、以下のホームページでご確認ください。

<https://www.charge-net.co.jp/service/index.html>

現在、同社の会員カードを利用できる県内の急速充電器は、39台で、今後、順次拡大する予定です。

<参考：急速充電器と読取装置のイメージ図>



問い合わせ先

神奈川県産業労働局 産業・エネルギー部

スマートエネルギー課

課長 松浦

電話 045-210-4130

調整グループ 長島

電話 045-210-4133